

拒絶理由通知書

| | |
|----------|------------------|
| 特許出願の番号 | 特願 2004-280532 |
| 起案日 | 平成 22 年 3 月 24 日 |
| 特許庁審査官 | 鉄 豊郎 3818 2E00 |
| 特許出願人代理人 | 松田 三夫 (外 2 名) 様 |
| 適用条文 | 第 29 条第 2 項 |

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から 60 日以内に意見書を提出してください。

理 由

この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第 29 条第 2 項の規定により特許を受けることができない。

記 (引用文献等については引用文献等一覧参照)

- ・請求項 1
- ・引用文献 1
- ・備考：

引用文献 1 には、共用廊下 1 (共用通路) と、バルコニー 2 (バルコニー) とを備え、風呂場 9 1 (第 1 の部屋)、トイレ 9 4 (第 2 の部屋)、寝室 B 1 (第 3 の部屋)、および、玄関 6 (玄関) を共用廊下 1 に面するように配置してなる住戸の間取り構造が記載されている (特に、段落【0011】～【0012】、図 3、4 等を参照。)

また、本発明において、第 1 の部屋を L 字形とした点は、所望の間取りや部屋形状等に応じて当業者が適宜なし得る設計的事項である。

- ・請求項 2
- ・引用文献 1
- ・備考：

本発明において、住戸を 4LDK とした点は、所望の間取り等に応じて当業者が適宜なし得る設計的事項である。

- ・請求項 3
- ・引用文献 1
- ・備考：

引用文献1に記載の間取り構造は、上記構成に加えて、台所93（キッチン区画）とバルコニー2（バルコニー）とにそれぞれ面する居間8（リビングダイニング）を備えている。

引用文献等一覧

1. 特開2001-279937号公報

先行技術文献調査結果の記録

・調査した分野 IPC E04H 1/04

・出願人への要請

引用文献1は、本願出願時に公開されており、本願と出願人又は発明者が共通する文献であって、本願の一以上の請求項について、当該引用文献のみで新規性又は進歩性を否定するものです。

このような文献に基づいて、事前に発明を適切に評価することは、出願人による適切な請求項の作成に役立つとともに、迅速かつ的確な審査にも資するものと考えられます。出願・審査請求の際には、このような文献を出願人が知っている先行技術文献として明細書中に開示するとともに、特許を受けようとする発明が、このような文献に基づき特許性を有するものであるか否かについて適切な評価を行っていただくようお願いいたします。

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではありません。

1. 補正の際は、変更した箇所を下線を引いたうえで、出願当初の明細書又は図面における補正の根拠となる箇所を意見書に明示して下さい。

2. この拒絶理由通知の内容に関する問い合わせ先

特許審査第一部住環境 田中 洋行 TEL. 03(3581)1101 内線3245

(以下余白)

| | | | |
|--------------|---------------|------------|-------------|
| <u>部長／代理</u> | <u>審査長／代理</u> | <u>審査官</u> | <u>審査官補</u> |
| _____ | 新井 夕起子 | 鉄 豊郎 | 田中 洋行 |
| | 7904 | 9024 | 3818 |
